

等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則の
一部を改正する規則

等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則（平成28年人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項の表中 「貿易大臣会合協力室次長の職務」を「東京事務所次長の職務」を「消費生活センター所長の職務」を「消費生活センター所長の職務」を「東百舌鳥公民館長の職務」を「いじめ不登校対策支援室長の職務」を「子どもの未来応援室長の職務」を「いじめ不登校対策支援室長の職務」を「待機児童対策室長の職務」を「イノベーション投資促進室長の職務」を「イノベーション投資促進室長の職務」を「港湾事務所長の職務」を「新金岡地区活性化推進室長の職務」を「新金岡地区活性化推進室長の職務」を「新金岡市民センター所長の職務」を「新金岡市民センター所長の職務」を「議会事務局次長」を「議会局次長」に、「人事委員会事務局長の職務」を「人事委員会事務局長の職務」を「議会事務局長の職務」を「議会事務局長の職務」を「人事委員会事務局長の職務」に改め、別表の2の項の表3級の項同程度の職務の欄を次のように改める。

こころの健康センター所長の職務
衛生研究所長の職務
堺保健センター所長の職務
中保健センター所長の職務

別表の5の項を削り、同表の6の項の表2級の項同程度の職務の欄を次のように改める。

高等学校又は特別支援学校の教諭（指導専任）又は総括実習助手の職務

別表の6の項を同表の5の項とし、同表の7の項を同表の6の項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和6年4月1日から適用する。